

「外来医療に係る医療提供体制の確保に関する計画」の 策定について

令和元年 10 月 医療政策課

1 概要

医療法及び医師法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 79 号）に基づき、外来医療に係る医療提供体制の確保に関する事項を定めるもの。

*第 7 次山口県保健医療計画の別冊の位置づけ

2 背景

- 外来医療については、無床診療所の開設状況が都市部に偏っていること、診療所における診療科の専門分化が進んでいること、救急医療提供体制の構築等の医療機関間の連携の取組が、個々の医療機関の自主的な取組に委ねられていること、等の課題がある。
- これに対し、指標を用いて地域ごとの外来機能の偏在等を客観的に把握し、新規開業者等に情報提供を行うことで、個々の医師の自主的な経営判断による行動変容を促し、偏在是正につなげていくことを基本的な考え方としている。
- また、救急医療提供体制の構築、医療設備・機器等の共同利用等、充実が必要な外来機能等の確保に関しては、外来医療機関間で連携方針等について協議を行い、地域ごとに方針決定することが有益とされた。

3 法的根拠

医療法第 30 条の 4 第 2 項第 10 号

4 計画期間

○ 2019 年度中に策定

○ 2020 年度～2023 年度（4 年間）

*以降は、本体計画（次回は、第 8 次計画）の改定に合わせ、3 年ごとに見直し。

5 計画の構成

(1) 外来医療機能の確保

① 外来医師偏在指標及び外来医師多数区域の設定

※ 以下の「外来医師偏在指標」に関連する数値は暫定値であり、今後公表される確定値をもって置き換える。

外来医師偏在指標が全二次医療圏中、上位 1/3 に該当する二次医療圏を「外来医師多数区域」と設定。

区 分	外来医師偏在指標		外来医師 多数区域	(参考)人口10万人対 診療所医師数(注)	
		全国順位			全国順位
岩 国	93.4	188位		102.5	143位
柳 井	80.8	251位		95.9	192位
周 南	96.8	166位		104.6	134位
山口・防府	103.0	120位		105.3	129位
宇部・小野田	122.5	37位	○	131.9	36位
下 関	115.1	57位	○	126.1	43位
長 門	81.1	249位		96.0	190位
萩	92.2	196位		106.7	118位
山口県	104.4	—	—	113.1	—
全 国	106.3	—	—	106.3	—

* 外来医師偏在指標

人口 10 万対診療所医師数に医師の性別・年齢分布、地域ごとの外来医療ニーズ（性・年齢別人口等による）、診療所における外来医療患者対応割合等を加味し算出

* 外来医師偏在指標の全国順位は、2 次医療圏（335 医療圏、上位 33.3%は 112 位まで）で算出

* 人口 10 万対診療所医師数は診療所医師数÷住民基本台帳人口（H30.1.1）×診療所対応割合

② 新規開業者等に対する情報提供

新規開業希望者の検討に資する情報等を掲載

（医療機関のマッピング情報等、厚生労働省提供データ等の掲載）

③ 外来医療に係る医療提供体制に関する協議の場の設置と、現時点で不足している外来医療機能に関する検討

○ 二次医療圏ごとに外来医療に係る医療提供体制に関する協議の場を設置

○ 全二次医療圏について、「不足する外来医療機能」を明示するとともに、外来医師多数区域では新規開業希望者に対し、不足する機能を担うよう要請する。

（国ガイドラインで例示する不足する外来医療機能）

初期救急	夜間や休日等における地域の初期救急医療の提供体制
在宅医療	在宅医療の提供体制
公衆衛生	産業医、学校医、予防接種等の公衆衛生に係る医療提供体制

○ 外来医師多数区域において、新規開業希望者が求めに応じない場合は、臨時の協議の場への出席を要請、協議結果の公表と県医療審議会への報告

(2) 医療機器の共同利用

① 調整人口当たり台数

対象医療機器（CT・MRI・PET・マンモグラフィー・放射線治療）の配置状況について調整人口当たり台数（*）を指標に掲載

* 人口10万対機器台数に地域ごとの医療ニーズ（性・年齢別人口等による）を加味し算出

② 医療機器の保有状況等に関する情報提供

医療機器の保有状況等、効率的な活用の検討に資する情報等を掲載（医療機器のマッピング情報等、厚生労働省提供データ等の掲載）

③ 医療機器の共同利用方針・共同利用計画に関する検討

- 全二次医療圏で、全ての対象医療機器について共同利用方針を策定し、その新規購入または更新時には共同利用計画を策定する。（国ガイドラインで例示する手続き）

対象医療機器について、医療機関が医療機器を購入・更新する場合は、当該医療機器の共同利用に係る計画を作成し、医療機器の協議の場において確認を行う。

（共同利用を行わない場合はその理由を確認）

(3) 計画の推進

① 取組の方向性

- 当計画の周知・広報に努め、新規開業者等に外来機能の偏在等の客観的な情報を提供することで、偏在是正に繋げる。
- 協議の場での協議を踏まえ、外来医師多数区域において新規開業を希望する者へは、地域で不足する機能を担うことを求める。また、全二次医療圏において医療機器の共同利用を促進する。

② 計画の推進・効果の測定

- 地域の外来医療提供体制の構築に必要な施策の進捗評価を定期的実施し、必要に応じて施策の見直しを図るなど、PDCAサイクルを効果的に機能させて計画を推進する。

6 今後の策定スケジュール（案）

年 月		項 目
2019年	10月	国が「外来医師偏在指標」を算出予定
	10月28日	県地域医療対策協議会（情報提供）
	11月18日	県医療審議会（素案審議）
	12月	県議会環境福祉委員会（素案報告） パブリック・コメント実施
2020年	2月	県地域医療対策協議会（最終案審議）
		県地域医療審議会（最終案審議）
	3月	県議会環境福祉委員会（最終案報告）
		計画策定・公表